



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 95/2018年11月号

発行日：2018年11月30日

早いもので本年もあと1か月を残すのみとなりました。  
師走に向けて慌ただしさが増してくると同時に、寒さも厳しさを増してきたような気がします。  
一年の疲労が蓄積している時期でもありますので、体調管理には気を付けて、健康で、無事に新しい一年を迎えたいですね。

### I. 最新情報（2018年10月1日～2018年10月31日）

#### 1. 業種別委員会

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

#### 5. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年10月25日	公開 草案	IT 委員会研究報告「次世代の監査への展望と課題」（公開草案）の公表に	日本公認会計士協会（IT委員会）は、かねてより、IT技術の発展がもたらす監査環境の変化に応じた未来の監査の在り方について調査・研究を行っており、このたび、IT委員会研究報告「次世代の監査への展望と課	—

		<p>ついて</p> <p>題」(以下「本研究報告」という。)の一応のとりまとめを終えたため草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>IT委員会は、2016年にIT委員会研究報告第48号「ITを利用した監査の展望～未来の監査へのアプローチ～」(以下「IT研48号」という。)を公表しましたが、その後も人工知能(AI)、ロボティクス・プロセス・オートメーション(RPA)、ブロックチェーン等の技術の発展は目覚ましく、これらが未来の監査の在り方に及ぼす影響も大きいと考えられることから、本研究報告の検討を進めてきました。</p> <p>IT研48号においては、国内外におけるITを利用した監査アプローチの動向について検討を行うとともに、将来的にITが全面的に利用されている企業環境において、精査的な手法及び統計学的アプローチに比重を置いた監査のアプローチが確立される可能性について、当時の状況における展望をとりまとめました。本研究報告は、IT研48号の内容を踏まえつつ、最近のIT技術の進化を考慮して2030年頃の次世代の監査の在り方を展望するとともに、それを現実のものとするに当たって想定される諸問題についても明らかにしています。</p>	
--	--	--	--

## 6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 10月22日	公開 草案	監査・保証実務委員会実務指針「労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)の公表につ	<p>日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)では、専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」(2016年4月27日 2018年3月20日改正)が公表されたことを受け、関連する実務指針等の適合修正を進めております。</p> <p>この度、監査・保証実務委員会研究報告第24号「一般労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対して公認会計士等が行う監査及び合意された手続業務に関する研究報告」(2012年1月20日)</p>	—

		いて	<p>の見直し及び実務指針化に向けた検討を終えたため、監査・保証実務委員会実務指針「労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対する合意された手続業務に関する実務指針」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>なお、本実務指針の確定版の公表をもって、監査・保証実務委員会研究報告第24号「一般労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対して公認会計士等が行う監査及び合意された手続業務に関する研究報告」は役割を終了し、廃止となる予定です。</p>	
2018年 10月30日	公開 草案	「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等の公表について	<p>日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」は、この度、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）について、一部見直しを行いましたので、中小会計指針の改正に関する公開草案（以下「本公開草案」という。）を本日公表いたします。本公開草案では、「税効果会計」について、平成30年2月16日に企業会計基準委員会から企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」が公表されたことに伴い、繰延税金資産と繰延税金負債の貸借対照表上の表示について見直しを行いました。また、その他、軽微な修正を行っております。</p>	—

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 有価証券報告書虚偽記載の罰則等について

平成30年11月、有価証券報告書の虚偽記載容疑で、経営者が逮捕されたというニュースが大きな話題となっております。

有価証券報告書の虚偽記載や不適切な会計処理に関連する事件は、過去にも発生しておりますが、経営者の逮捕にまで至ったケースは少ないのではないかと思います。

今回は、有価証券報告書の虚偽記載に関する罰則等について確認したいと思います。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

## 1. 金融商品取引法の規定について

有価証券報告書や四半期報告書の虚偽記載を行った場合には刑事罰や課徴金の対象となる。

有価証券報告書等の法定開示書類は、投資家に対して投資判断の基礎を提供するものであり、金融商品取引法第1条に規定される「金融商品等の公正な価格形成等」を実現するための根幹をなすものであると考えられており、虚偽表示を行ったものに対しては厳罰が課されることとなっている。

具体的には、有価証券報告書等の法定開示書類について、「重要な事項につき虚偽の記載のあるもの」を提出した者に対しては、次のような金融商品取引法の中でも特に重たい刑事罰が科されている。

### 【有価証券報告書の虚偽記載】

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。(金融商品取引法197条1項1号)

### 【四半期報告書の虚偽記載】

5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。(金融商品取引法197条の2第6号)

さらに、法人等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科することとなっています。

### 【有価証券報告書の虚偽記載】

7億円以下の罰金(金融商品取引法207条)

### 【四半期報告書の虚偽記載】

5億円以下の罰金(金融商品取引法207条)

さらに刑事罰以外にも内閣総理大臣(金融庁長官に委任)による課徴金納付命令が下される場合もあります。具体的には、発行者が、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した場合、課徴金を国庫に納付することが命じられることとなる。

課徴金額は、①600万円と②発行する株券等の市場価額の総額×10万分の6のうち大きい金額(ただし、四半期報告書の時はその半額)(金融商品取引法172条の4)

## 2. 過去の事例とその時の監査法人の責任

大手家電メーカーT社の会計不正事件においては、課徴金73億円超が課せられました。

一方で、この時には、経営陣の個人の刑事責任については、追及が見送られています。

また、この事案では、虚偽記載の有価証券報告書等を提出した会社だけではなく、当時、監査を担当していた監査法人にも、21億円の課徴金と3カ月の契約の新規の締結に関する業務の停止、並びに業務改善命令処分が下されています。

### 3. 私見

今回の虚偽記載事件は、有価証券報告書における「提出会社の状況」のうちの「役員の状況」の記載に関するものに起因していますが、今後の捜査により、財務諸表への影響が認められるようなことになれば、経営者のみならず、監査法人の責任も問われる可能性もあるものと思われま

す。いずれにしても、今回の事件を契機として、会計監査においては、監査法人の判断や対応について、さらに厳しい眼が向けられる環境になっていくものと思われま

す。今後の動向に注目してまいりたいと思います。

以 上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703